

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 26 - 関東14 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年6月10日

【会社名】 株式会社 島津製作所

【英訳名】 Shimadzu Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 中 本 晃

【本店の所在の場所】 京都市中京区西ノ京桑原町1番地

【電話番号】 京都(075)823局1128番

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 三 浦 泰 夫

【最寄りの連絡場所】 京都市中京区西ノ京桑原町1番地

【電話番号】 京都(075)823局1128番

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 三 浦 泰 夫

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 15,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年2月20日
効力発生日	平成26年2月28日
有効期限	平成28年2月27日
発行登録番号	26 - 関東14
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 40,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)にもとづき算出した。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 40,000百万円  
(40,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)にもとづき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社島津製作所 東京支社  
(東京都千代田区神田錦町1丁目3番地)

株式会社島津製作所 関西支社  
(大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内)

株式会社島津製作所 名古屋支店  
(名古屋市中村区那古野1丁目47番1号)

名古屋国際センタービル内)

株式会社島津製作所 神戸支店

(神戸市中央区江戸町93 栄光ビル内)

株式会社島津製作所 横浜支店

(横浜市西区北幸2丁目8番29号 東武横浜第3ビル内)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社島津製作所第19回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金15,000,000,000円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金15,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年0.299%
利払日	毎年6月20日および12月20日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成26年12月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日および12月20日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。ただし、償還期日までに別記（（注）「4．財務代理人（1）」）に定める財務代理人に対して本社債の元利金支払資金の預託（以下「資金預託」という。）がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払期日までに資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「9．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成31年6月20日

償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、平成31年6月20日にその総額を償還する。 (2) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 (3) 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「9.元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年6月10日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成26年6月20日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA+（シングルAプラス）の信用格付を平成26年6月10日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ

(<http://www.jcr.co.jp/>) の「格付情報」の「当月格付」([http://www.jcr.co.jp/top\\_cont/rat\\_info02.php](http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php))に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

## (2) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当社はR&IからA（シングルA）の信用格付を平成26年6月10日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-3276-3511

## 2. 社債等振替法の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

## 3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

## 4. 財務代理人

(1) 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に平成26年6月10日付本社債 財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本（注）第6項に定める方法により公告する。

(4) 本社債の社債権者が財務代理人に請求または通知を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。

## 5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合には本社債全額について期限の利益を喪失する。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日以内にその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくは社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をする

ことができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。

(2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社はただちにその旨を本(注)第6項に定める方法により公告する。

(3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または前号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による経過利息をつける。ただし、期限の利益喪失日までに資金預託がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による遅延損害金をつける。

#### 6. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

#### 7. 社債権者集会

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)第6項に定める方法により公告する。

(2) 本社債の社債権者集会は、東京都または京都市においてこれを行う。

(3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)第2項ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社または財務代理人に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または財務代理人に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

(4) 本項第1号および前号にともなう事務手続については、財務代理人が当社の名においてこれを行うものとし、財務代理人が社債権者からの請求を受けつけた場合には、すみやかにその旨を当社に通知し、その指示にもとづき手続を行う。

(5) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前4号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

#### 8. 発行代理人および支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

#### 9. 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則にしたがって支払われる。

#### 10. 社債要項の公示

当社は、その本店および財務代理人の本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

**2【社債の引受け及び社債管理の委託】****(1)【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	9,300	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,700	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,200	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	900	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	600	
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	300	
計		15,000	

**(2)【社債管理の委託】**

該当事項なし

**3【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
15,000	79	14,921

**(2)【手取金の使途】**

上記の差引手取概算額14,921百万円は、その全額を平成26年6月末までに償還期限が到来するコマーシャル・ペーパー償還資金の一部に充当する予定であります。

**第2【売出要項】**

該当事項なし

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項なし

**第4【その他の記載事項】**

該当事項なし

**第二部【公開買付けに関する情報】****第1【公開買付けの概要】**

該当事項なし

**第2【統合財務情報】**

該当事項なし

**第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】**

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第150期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）  
平成25年6月28日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第151期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）  
平成25年8月9日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第151期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）  
平成25年11月11日関東財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第151期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）  
平成26年2月13日関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

#### 6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を平成26年2月10日に関東財務局長に提出

#### 7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を平成26年3月7日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「対処すべき課題（1）対処すべき課題」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月10日）までの間において生じた変更その他の事由を反映し、その全文を一括して以下に記載しています。

また、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の記載に含まれる事項を除き、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更は無く、新たに記載する将来に関する事項もありません。



## 「対処すべき課題（1）対処すべき課題」

当社グループは、「真のグローバル企業へ」という長期ビジョンを掲げ、企業価値の持続的向上に努め、平成25年度は過去最高の売上高を達成しました。今年度より新たにスタートする中期経営計画（平成26年4月～平成29年3月）では、基本方針である「世界の顧客の成長に資するイノベティブカンパニー」を目指して、引き続き企業価値を高める成長戦略、収益構造改革に注力し、それを実現するためのグローバル組織・体制の強化を進めていきます。

成長戦略では、従来の顧客のニーズに合ったソリューションを提供することから、更に一段レベルを上げ、顧客の市場の成長・活性化と同時に、新たな市場の創造にもつながる革新的なソリューションを提供することに挑戦していきます。

具体的には、

質量分析装置、クロマトグラフ、X線診断装置など、当社が強みを持つグローバル戦略商品では、保有するコア技術を更に高い水準に引き上げるため、研究開発費を重点的に増強します。顧客の求めるソリューションの更に先にある潜在ニーズと、当社が培ってきた高い技術力を結実させ、顧客の市場の成長に貢献する世界ナンバーワン・オンリーワン商品を提供していきます。

世界をリードする先進的な研究機関・研究者との共同研究を一層拡充し、新たなアプリケーションやシステム開発、ビジネスモデルの構築に挑戦します。これらを通じて、社会課題である医療や環境・エネルギー等の領域で事業展開を加速し、社会の期待に応える有益な価値を提供していきます。

今後も成長エンジンとなる新興国では、その成長余力を確実に取り込む事業基盤の構築に注力します。市場が拡大を続ける中国では、上海の開発センターで市場特性とニーズに適した競争力の高い製品の市場導入を本格化するほか、ボリュームゾーンに照準を当てた開発品目の拡充を進めます。同時に、北京にはMS（質量分析装置）センターを新設し、現地の先進的な研究機関等とともに環境・創薬・安心安全分野でのアプリケーションの共同開発を促進し、ハイエンド領域においても当社のブランド力の確立に取り組みます。一方、将来成長が期待できるアセアン・インドでは、売上増に伴う生産拠点の設立を行うとともに、主要国での販路強化を進め、製販両面での事業基盤の整備を行います。

安定した収益基盤の獲得に向けたアフターマーケット事業の拡充をグローバルに展開します。製品のライフサイクルに合わせた最適なサービスプランを顧客に提供し、保守契約事業や部品・消耗品販売事業を拡大することで、市場環境に左右されない収益基盤の構築に取り組みます。

収益構造の改善では、海外生産の規模拡大と現地化率の向上、調達機能の強化による材料費比率の低減、開発期間の短縮、開発段階に遡ったコストダウン設計や部材の共通化の推進、また、グループ全体での業務効率改善による経費の有効活用の促進などにより、損益分岐点の改善に取り組みます。

また、グローバル視点での製造・物流体制の最適化、生産リードタイムの短縮に努め、資産効率の高い事業運営の実現を目指します。

これらの成長戦略・収益構造改善を支えるために、グローバル組織・体制の強化を進めます。コンプライアンスの徹底を全てに優先させ、社会から信頼される企業を目指します。その上で、グループ全体の経営情報をリアルタイムに把握できるシステムを導入し、環境変化に迅速に対応できる体制の整備を進めます。

また、戦略遂行を担うグローバル人材・経営幹部の育成・確保に向けた投資、事業成長に不可欠な外部資源の獲得など、将来に渡る成長を担保する人材・組織・機能の強化に向け、引き続き取り組みを強化していきます。

当社グループは、こうした活動により「世界の顧客の成長に資するイノベティブカンパニー」を目指すなかで、企業価値の持続的な向上を図っていきます。

当社は、平成25年1月25日、航空機器に関する防衛省との契約で作業時間を過大に請求している案件があることが判明し、防衛省より指名停止の措置を受けましたが、再発防止策の提出および過大請求に係る返納金の納付を行い、平成26年3月25日に指名停止措置が解除されました。当社としましては、本件を厳粛に受け止め、コンプライアンスの徹底を図り、再発防止に努めると共に、社会の期待に応える企業として、一層の努力をして参ります。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社島津製作所 本店

(京都市中京区西ノ京桑原町1番地)

株式会社島津製作所 東京支社

(東京都千代田区神田錦町1丁目3番地)

株式会社島津製作所 関西支社

(大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内)

株式会社島津製作所 名古屋支店

(名古屋市中村区那古野1丁目47番1号 名古屋国際センタービル内)

株式会社島津製作所 神戸支店

(神戸市中央区江戸町93 栄光ビル内)

株式会社島津製作所 横浜支店

(横浜市西区北幸2丁目8番29号 東武横浜第3ビル内)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし